

## 4 企業整備

注 出典を記してないものは増田弥内氏著

### 企業整備

#### 一 企業整備の方針概要

昭和十七年

##### 一 趣旨

現下ノ事態ニ鑑ミ医薬品ニ関シ之ガ供給確保ニ万全ヲ期シ軍作戦遂行ニ欠クル所無カラシムルト共ニ戰時下国民保健ニ遺憾ナカラシムルノミナラズ更ニ其ノ供給力ノ増強ヲ図ルノ要真ニ緊切ナルモノアルニ付テハ之ガ目的達成ノ為生産性ノ飛躍的昂揚ヲ図ルベク生産配給両部面ニ付速カニ薬業整備ノ借置ヲ講ゼザルベカラズ而シテ之ガ方途ニ付テハ事ノ恒久的性質ニ属スルモノニ在リテハ今後医薬制度調査会ニ於テ鋭意考究ノ上実施スルコトトシ差当リ當面急施ヲ要スル事項ニ付概ネ左ノ方針ニ基キ措置セントス

#### 二 一般方針

##### (一) 生産部門

- (1) 医薬品中医療上最モ緊要ナル品目ノ重点的生産ヲ更ニ一層徹底セシムルコト

- (2) 前項ノ緊要医薬品ノ生産ニ要スル原材料ニ付テハ物資動員計画編成上特別ノ考慮ヲ払フモノトスルコト

- (3) 生産ハ可及的之ヲ優秀工場ニ集中シ生産性低キ工場ハ之ガ整理統合ノ措置ヲ講ズルコト

- (4) 必要ニ応ジ技術公開ノ措置ヲ講ズルコト

##### (二) 配給部門

- (1) 配給業者ノ地域的配置消費者トノ関聯等ニ付考慮ヲ加ヘ更ニ一層配給組織ノ整備ヲ図ルコト

- (2) 前項ノ目的其ノ他一般国策ノ要請ニ対応スル為

配給業者ノ整理統合ヲ促進スルノ措置ヲ講ズルコト

### 売薬営業整備要綱

ト

## 三 具体の方策

### (一) 薬局方収載薬品ニ付テハ左ノ措置ヲトルコト

薬局方収載薬品ハ医薬品生産上原則トシテ重点ヲオクベキモ更ニ其ノ中特ニ緊要ナルモノノ重点的生産ヲ徹底セシムルコト

### (二) 新薬新製剤ニ付テハ左ノ措置ヲトルコト

(1) 新規発売ニ付新タニ法制上特別ノ措置ヲ講ズルコト

コト

(2) 既存ノモノニ付テハ之ガ成分、効能、生産性等ニ付検討ヲ加ヘ整理ヲ行フコト

### (三) 売薬ニ付テハ左ノ措置ヲトルコト

(1) 新タナル売薬ノ免許ニ当リテハ當分之ヲ抑制スル方針ノモトニ十分ノ検討ヲ加ヘ慎重ヲ期スルモノトスルコト

(2) 既存ノモノニ付テハ之ガ成分、效能、生産性等ニ付検討ヲ加ヘ整理ヲ行フコト

ニ付検討ヲ加ヘ整理ヲ行フコト

社形態トスルコト

義ニ決定シタル薬業整備ニ関スル方針ニ基キ売薬営業ニ付之ヲ具現スル為概ネ左ニ依リ之ガ整備統合ヲ行ヒ速力ニ其ノ整備ヲ図ラントス

## 第一 生産部門

### 1 薬局売薬以外ノ売薬

#### 一 整理統合ノ方法

### (一) 整理統合ノ措置ハ各道府県ニ於テ売薬工業組合ヲ指導シテ行ハシムルコト但シ必要ニ応ジ全

国的視野ニ於テ之ガ整理統合ノ統制ヲ行フコト

(二) 売薬生産企業ハ原則トシテ一道府県一企業体ニ統合スルモノトスルコト但シ特ニ必要アリト認ムルトキハ數企業体トナスコトヲ得ルコト

(三) 整理統合ハ生産性優秀工場ヲ中心トシテ施設、技術等ヲ重点的ニ使用シ最高度ノ生産効率ヲ發揮スル様留意スルコト

(四) 新企業体ハナルベク有限会社、株式会社等会

## 二 新企業体ノ設立及運営

- (一) 新企業体ノ理事者ハ人格識見共ニ卓越シ新経済体制下ニ於ケル企業ノ担ヒ手タルニ適シタル者ヲ選ブ様留意スルコト
- (二) 新企業体ノ資本金ハ徒ラニ増嵩ヲ來サザル様留意スルコト
- (三) 新企業体ノ設立ニ当リテハ從来売薬生産ノ実績アル者ハ原則トシテ参加ノ資格アルモノトスルコト但シ休止生産者等ハ之ヲ除外スルコトヲ得ルモノトシ尚參加ノ資格アルモノト雖モ補償金ノ給与等ニ依リ不參加トナスコトヲ得ルコトテ之ヲ定ムルコト
- (四) 株式ノ割当ハ從来ノ生産額実績等ヲ参考トシテ整理統合後ニ於ケル生産施設ハ既往ニ於ケル施設中質的量的ニ最モ能率高キ優秀工場ノ中少數ノ特定工場ヲ選ビ他ハ之ヲ休止又ハ廃止スルコト

## 三 処方整理

### (一) 企業体ノ整理統合ニ伴ヒ処方ニ付テハ同種ノモノハナルベク之ヲ一種又ハ數種ニ整理スル等速力ニ之ガ整理統合ヲ行フコト

(二) 再許可ノ場合ニ当リテハ整理統合ヲ了シタル企業体ノ申請ニ係ルモノ以外ハ原則トシテ許可ヲ与ヘザルモノトスルコト

### 2 薬局売薬

別途措置ヲ為スベキコト

### 3 輸移入売薬ニ対スル取扱

輸移入売薬ノ処方整理ニ関シテモ1ノ三ニ準ジ取扱

フモノトスルコト

### 第二 販売部門

#### 1 配置売薬

##### 一 配置売薬ノ決定

配置売薬タルベキモノハ厚生大臣之ヲ決定スルモノトスルコト

##### 二 配置統制機関ノ設立

配置売薬ノ配給ヲ統制スル為左ニ依リ道府県ヲ区

域トスル商業組合又ハ会社ヲ設立スルコト之ヲ設

(1) 内地向（府県別トスルコト）

立スペキ道府県ハ厚生大臣之ヲ定ムルコト

(2) 輸出向

(一) 統制機関ハ業務執行ニ付テハ厚生大臣ノ指揮

(3) 移出向

監督ヲ受クルモノトスルコト

(4) 特殊向

(二) 統制機関ノ組合員又ハ株主ハ所謂懸場帳主ト

スルコト

### 三 統制機関ノ購入及販売方法

(一) 統制機関ハ厚生大臣ノ決定セル配置壳薬ヲ共

同購入シ之ヲ共同販売スルコト

(二) 行商者及壳子ハ凡テ統制機関ノ壳子トスルコ

ト

(三) 各統制機関ハ毎年協議会ヲ開キ配置区域ヲ協

議決定シ同一地方又ハ同一世帯へ同種壳薬ノ配

置ヲ為サザル様ニスルコト

(四) 統制機関ハ四半期毎ニ配給スル壳薬ニ付左ノ

配給計画ヲ樹立シ厚生大臣ノ承認ヲ受ケ之ヲ実

施スルコト

### 配給計画

長官ノ承認ヲ得タルトキハ差シ当り当分ノ間之

ヲ自己ノ営業所ニ於テ小売スルコトヲ得ルコト

### 三 道府県医薬品卸商業組合ノ購入及販売方法

(一) 卸商業組合ハ四半期毎ニ四半期開始前一月前

迄ニ売薬配給統制会社ニ一四半期間ノ売薬ノ註

(二) 甲種本舗売薬ノ配給統制機関トシテ左ニ依リ

売薬配給統制会社ヲ設立スルコト

(1) 統制会社ハ厚生大臣ノ指揮監督ヲ受クルモ

ノトスルコト

(2) 統制会社ノ株主ハ売薬元卸業ノ実績アルモ

ノトスルコト

### (二) 統制会社ノ販売方法

統制会社ハ甲種本舗売薬ヲ其ノ生産者ヨリ引取

リ四半期毎ニ左ノ配給計画ヲ樹立シ厚生大臣ノ

承認ヲ受ケ之ヲ実施スルコト

### 配給計画

(1) 道府県卸商業組合向

(2) 輸出向

(3) 移出向

(4) 特殊向

(三) 卸商業組合ハ四半期毎ニ一四半期間ノ小売商

業組合別配給数量ヲ地方長官ニ報告スルコト

### 四 小売商業組合ノ組織並ニ購入及販売方法

(一) 売薬請売業者ハ其ノ営業所所在地地域ノ小売

商業組合ニ加入セシムルモノトスルコト

(二) 小売商業組合ニ売薬部ヲ設置スルコト

(三) 小売商業組合ハ組合員ノ証文ヲ取纏メ之ニ基  
キ卸商業組合ニ註文ノ上共同購入シ組合員ニ割

当テルコト

### 3 薬局売薬

薬局売薬ハ一応乙種本舗売薬ノ生産者ガ地方長官ノ承認ヲ得テ小売ヲ行フ場合ト同様ニ取扱フモノトスルコト

尚道府県ニ於テモ整備ノ円滑ナル実施ヲ図ル為情況ニ依リ業者代表者、関係団体代表者其ノ他官民關係者ヲ以テ協議会ヲ設ケ得ルコト

#### 二 生産部門関係

##### 第三 転廃業ニ関スル処置

(一) 転廃業ニ從事シ居リタル者ハナルベク新企業体ニ引継グコト

(二) 其ノ他ノ事項ニ關シテハ國民職業指導所、國民更正金庫等ト連絡ヲ密ニシ遺憾ナキヲ期スベキモ転廃業ニ伴フ処置ハ成ルベク同業者間ニ於テ協力一致共助金ノ提供等ニ付善処スルコト

(一) 整理統合ニ付テハ之ガ計画ノ設定、実施ノ指導等ニ付十分道府県ノ指導ヲ受ケ売薬工業組合ニ於テ円滑適正ナル実施ニ当ルコト

(二) 工業組合ニ於テハ速カニ売薬營業者ニ付方名別生産額、資本金、設備及其ノ評価額、従業員数其ノ他必要ナル事項ノ調査ヲナスコト

(三) 整理統合ニ當リテハ大企業者ノ利益ニ偏スルガ如キコトナク中小企業者ノ立場ヲ十分尊重スル様留意スルコト

##### 売薬營業整備要綱実施ニ關シ留意すべき事項

##### 一 一般的事項

(一) 売薬工業組合其ノ他関係団体等ヲ通ジ、業者ニ対シ速カニ趣旨ノ周知徹底ヲ図ルコト

(二) 整備ノ実施ニ付其ノ公正ヲ期スル為必要ニ応ジ賣薬工業組合ニ委員会ヲ設クルコト

尚軍人遺家族及傷痍軍人ニ付テハ特別ノ考慮ヲ払フモノトスルコト

(四) 概念別項ニ依リ生産企業体ノ整備計画ヲ定メ道府県ノ指定スル時期迄ニ道府県ニ提出スルコト

(五) 整備ハ少クトモ今年末迄ニ必ズ之ヲ完成セシムル

モノトシ速力ナル実施ヲ期スルコト

(六) 整備統合ノ対象

(1) 法人個人ノ別ナク且壳薬法第二四条ニ依ル業者  
其ノ他現ニ壳薬工業組合員タラザル者ト雖モ統合  
ノ対象タルコト但シ

(1) 現ニ生産ヲ休止シ居ル者ハ原則トシテ新企業  
体ニ参加ノ資格ナキモノトスルコト

(2) 零細生産者ハ情況ニ依リ不参加トナスコトヲ  
得ルコト

此ノ場合ニ於テハ情況ニ応ジ補償金ヲ給与スル  
様措置スルコト

(八) 前二項ノ外特別ノ事情ニ依リ必要アル場合ハ  
参加ノ資格アル者ト雖モ補償金ノ給与等ニ依リ  
不参加ト為スコトヲ得ルコト

(2) 補償金ハ原則トシテ新企業体ニ於テ負担スルコ  
ト之ガ支払ハ全額一時的トスルカ分割継続的トス  
ルカ具体的事情ニ依リ適當ニ定ムルコト

(3) 壳薬ノ生産ヲ主タル業トスル者ガ新薬新製剤又

ハ疾病ノ予防若ハ滋養強壯ニ関スル壳薬部外品ノ  
生産ヲモ行ヘル場合ハ之等ノ生産ヲモ一応新企業  
体ニ包摂シ得ルコト

(七)

新企業体ノ形成

(1) 整備要綱第一ノ1ノ1ノ(2)但書ニ依ル場合ハ原  
則トシテ企業体多数ニシテ且生産額著シク多キ道  
府県ニ於テ生産性昂揚上特ニ必要ナリト認メラル  
ル場合トスルコト

(2) 数企業体トセントスル場合ニ於テハナルベク大  
企業、中企業、小企業毎ノ所謂横断的合同ヲ排  
シ、生産施設等ニモ十分留意ノ上措置スルモノト  
スルコト

(3) 新企業体ノ資本金額ニ付テハ各般ノ条件ヲ勘案  
シテ適當ニ決定スルコト

(4) 現物出資、所要生産施設等ノ買収ニ関シテハ特  
ニ適正公平ヲ期スル様留意スルコト

(九) 生産施設等

- (1) 生産施設ハ既存施設中優秀ナルモノヲ選ビテ使用スルコトトシ新規ニ設備ヲ設クルガ如キハ成ルベク之ヲ避ケキコト
- (2) 所要生産施設等ハ必ず新企業体ノ所有ニ係ラシムベキコト

但シ一時的過渡的ニハ売借ニ係ラシムルヲ妨ゲザルコト

委託生産ハ原則トシテ之ヲ認メザルモノトスルコト

- (3) 整備ノ実施ニ依リテ生ズルコトアルベキ遊休設備ノ内一部ハ之ヲ将来ノ増産ニ備フル為保持スルヲ得ルコト

- (4) 容器其ノ他ノ生産用原材料等ハ成ルベク新企業体ニ於テ之ヲ引受ケ其ノ活用ヲ図ルモノトスルコト

- (+) 整理統合ヲ了シタルトキハ現存工業組合ハ原則トシテ之ヲ解散スルコト

(十) 処方ノ整理

- (1) 処方ノ整理ハナルベク企業体ノ整理統合ニ併行シテ之ヲ計画スルコト
- (2) 処方整理ノ決定基準ニ付テハ当省ニ於テ其ノ概要ヲ指示スペキモナルベク業者ノ自治的整理ヲ促進スルコト

(3) 本舗売薬ニ関シテハ甲種乙種ノ別ニ拘ラズ之ガ整理ヲ行フコト

(4) 処方ノ整理ニ当リテハ之ガ所要原料药品トノ關係ニ付テハ一応現在ノ配給状況ヲ基礎トスルコト

三 配給部門関係

- (+) 整備要綱第二ノ2ニ於ケル本舗売薬トハ所謂配置ト從ツテチエーン組織ニヨル販売ニカカルモノ、通信販売ニカカルモノ行商販売ニカカルモノ等ヲモ含ムモノナルコト

- (1) 整備要綱第二ノ2ノ一ノ(3)ハ生産部門ノ整理統合完了ニ至ルマデノ臨時の措置ナルコト

#### 4 企業製備

- (三) 整備要綱第二ノ2ノ4ノ(一)ニ於ケル売薬請売營業者ノ組合加入ニ付テハ販売実績等ヲ考慮シ入否ヲ審査スルヲ得ルコト
- (四) 転廃業ニ関スル事項
- (一) 工業組合等ハ道府県ト十分連絡協議ノ上共助ノ精神ニ則リ転廃業者ニ対シ共助費ノ提供、就職ノ斡旋等ニ付遺憾ナキヲ期スルコト
- (二) 転廃業者ノ資産及負債ノ整理ニ関シテハ國民更正金庫ト十分連絡スルコト
- 別項
- 一 新企業体ノ数（法人個人別既存売薬營業者数ヲ附記スルコト）
- 二 整理統合ノ態様
- 三 新企業体ニ関スル事項
- (一) 名称
- (二) 企業体ノ形態
- (三) 資本金（法人タル既存營業者資本金ノ累計ヲ附記スルコト）
- (四) 株主又ハ社員ノ員数
- (五) 株式又ハ出資口数ノ割当基準
- (六) 新企業体ノ使用スベキ工場数及當時工場ニ使用スル者ノ概数（既存營業者ノ工場ニシテ當時十人以上ヲ使用スルモノノ總数及使用人ノ總数ヲ附記スルコト）
- 工場ノ自己所有力賃借カノ別、賃借ノモノニ在リテハ之ニ関スル今後ノ方針
- 四 処方整理ノ概要（既免許処方總数ヲ附記スルコト）
- 五 整備要綱第一ノ1ノ2ノ(三)に依ル補償金ノ支出額、受給員数及其ノ支出方法
- 六 転廃業者ニ対スル共助金ノ支出額、受給員数及びノ支出方法
- 七 既存施設ニ対スル処置方法ノ概要
- 八 余剩労動力転換ニ関スル事項
- 九 其ノ他

## 二 売薬營業整備委員会会則

昭和十七年

第七条 本会ニ左ノ役員ヲ置ク

一 会長 一名〔岡村一雄〕

一 副会長 二名〔南才次郎 増田弥内〕

一 常務委員十八名

第一条 本会ハ奈良県売薬營業整備委員会ト称ス

第二条 本会ノ事務所ハ大和売薬工業組合内ニ置ク

第三条 会員ハ売薬ニ関係アル者ノ中ヨリ選出シ本県当局ノ承認ヲ得タル者ヲ以テ組織ス

第四条 本会ノ会員ヲ売薬營業整備委員ト總称ス

第五条 本会ハ会長以下戮力協心國家ノ要請ニ応フル為

メ最善ノ方策ヲ講シ公正且ツ円滑ニ生産配給両部門ニ亘リ速カニ売薬營業ノ新企業体整備ヲ断行シ生産性拡充ヲ図ルト共ニ売薬ノ供給確保ニ万全ヲ期シ軍作戦遂行ニ欠クル所ナカラシメ戦時下国民保健ニ遺憾ナカラシムルヲ以テ目的トス

第六条 本会ノ決議事項及重要ナル事務執行ニ關シテハ

其ノ都度本県当局ノ承認ヲ受クルモノトス

第二章 役員及委員ノ權限

副会長ハ会長ヲ補佐シ会長事故アルトキハ其ノ事務ヲ代理ス

第一〇条 役員及ビ其ノ他ノ委員ハ会長ノ命ニ依リ總会又ハ役員会ニ於テ決議シタル事項ヲ積極的ニ執行スルモノトス

第一一条 会長ハ役員会ノ決議ヲ經テ職員ヲ置ク

一二条 役員会ハ会長、副会長、常務委員ヲ以テ構成

ス

第三章 会議

第一三條 本会ノ會議ハ總会及役員会ノ二種トス

第一四条 総会ハ県当局ヨリ特命アリタル場合及必要ニ  
応ジ会長之ヲ招集ス

三 整理統合ノ態様ノ決定

第一五条 役員会ハ必要ノ都度会長之ヲ招集シ業務執行

四 新企業体ノ形態ノ決定

ニ関スル一切ノ事項ヲ決議ス

五 新企業体設立準備委員ノ決定

第一六条 総会及役員会ノ決議ハ其ノ都度本県当局ノ承

六 資本金ノ決定

認ヲ受クルモノトス

七 株主又ハ社員タルベキモノ、決定

第一七条 役員会ニ於テ決議シタル重要議事ハ總テ総会  
ニ於テ承認ヲ得ルモノトス

八 補償金又ハ共助金ニ関スル事項ノ決定

#### 第四章 議 決

九 既存生産施設等ニ対スル処理方針ノ決定

一〇 株主又ハ出資口数ノ割当標準及割当大要ノ決定

一一 処方ノ整理ニ関スル事項ノ決定

第一八条 総会及役員会ハ各其ノ総員ノ三分ノ二以上出

席スルニ非ラサレバ議事ヲ開キ議決ヲ為スコトヲ得ズ

第一九条 総会及役員会ノ議事ハ過半数ヲ以テ決ス、可  
否同数ナルトキハ会長ノ決スル所ニ依ル

一二 生産施設等ニ関スル事項ノ決定

一三 企業従事者に關スル具体的措置ノ決定

一四 新企業体ノ役員其ノ他ノ其ノ設立ニ必要ナル事  
項ノ決定

#### 第五章 業 務

第二一条 本会ハ県当局ヨリ各種調査資料其ノ他ノ報告

第二〇条 本会ハ第五条ノ目的ヲ達成スル為メ左記各号  
ノ業務ヲ行フ

第六章 会 計

第二二条 本会ノ業務遂行上必要ナル経費及俸給、手当

等ハ新企業体ノ負担トシ差当リ売薬工業組合ニ於テ立

一 趣旨ノ徹底  
二 整備ノ為メ必要ナル事項

## 替支出スルモノトス

### 第七章 納 与

第二十三条 会長、副会長、常務委員其ノ他ノ委員ハ總テ

名譽職トルモ業務執行ノ為メニ要スル日当、車馬

賃、宿泊料、手当等ニ就テハ実費弁償ヲ受クルモノト

ス

第二十四条 前条実費弁償ノ額及職員ノ俸給手当等ハ役員

会ニ於テ決定スルモノトス

### 第八章 誓 約

第二十五条 本会ノ役員及各委員ハ本会ノ使命遂行ノ義務

ヲ負フモノニシテ整備ニ対スル推進員タルヲ自覚シ苟

モ会ノ統制ヲ棄スコトヲ得ス

第二十六条 本会ノ役員及各委員ハ正当ノ事由ナクシテ会

長ノ招集スル會議ニ欠席スルコトヲ得ズ

若シ不己得欠席セントスルトキハ其ノ會議ノ前日迄ニ

会長ニ届出スベシ

第二十七条 本会ノ役員及委員、職員ハ職務ノ内外ヲ問ハ

ズ会務ノ統制ヲ棄スノ虞アル言動ヲナスベカラズ

若シ之ニ違フコトアルトキハ会長ハ役員会ニ諮リ除名

其ノ他ノ処分ヲ裁決スルモノトス

第二十八条 前条ノ裁決ニ対シテハ異議ヲ申立ツルコトヲ

得ズ

第二十九条 本会ノ総会及役員会ノ議決事項ニ関シテハ異

議ヲ唱フルコトヲ得ズ

### 第九章 会則ノ改廃及解散

第三〇条 会則ノ改正ハ総会ニ於テ行フ

第三一条 本会ハ新企業体成立ト共ニ当然解散スルモノ

トス

謹啓 春風駘蕩の候貴台愈々御清穆の段奉賀候

## 三 奈良県壳薬營業整備委員の委嘱

昭和十七年

陳者予而御配意中の奈良県壳薬營業整備に関し本旨の指示に基き不敢取整備委員会を組織する事と相成り貴殿を適任者と認め之が委員に委嘱致候條御快諾の上國家の為

め御努力相煩度

就而之が委員総会を来る四月六日午後一時より奈良県庁内県會議堂に於て開催致すべく候條万障御繰合せの上印鑑携帶御出席相成度段此及通知候

追而当日御不参の場合は予め其の旨申出相成度若し之が申出も無之御欠席ノ場合は委員御受諾無きものと認むべきに付御含置相成度為念申添候

昭和十七年四月二日

奈良県警察部長

増田 弥内 殿

#### 四 壳葉營業整備委員会名簿

昭和十七年

壳葉營業整備委員会氏名(順不同)

市町村名	略歴	生産者行商者別	氏名
御所町	代議員	生産者	森本 覚次郎
最寄会長	"	原田 捨吉	
最寄会長	行商者	玉巻 政吉	

葛村	理事長 組長	"	中島 太兵衛	南 才次郎
	評議員 総代	"	安田 寅吉	
総代 代議員	"	"	米田 長七	米田 助正
最寄会聯合会 副会長	"	"	山田 嘉久三	
相談役 最寄会 行商者	"	"	中村 玄太郎	
相談役 最寄会 行商者	"	"	富士 俊英	
吐田郷村 相談役 生産者	中村 駒治郎	吉田 政治郎	米田 政次郎	
忍海村 総代 行商者	吉田 政治郎	宮本 宗雄	山中 富美郎	
大正村 監事 相談役 生産者	宮本 宗雄	梶谷 益次郎	齊藤 信一	
高取町 評議員部会長 行商者	梶谷 益次郎	岡村 一雄	川田 滋美	
最寄会副会長 行商者	岡村 一雄	森田 一	川西 勝美	
副理事長 副組長 "	森田 一			
監事 "				
総代 代議員 "				
顧問 葉業会長 "				
最寄会役員 総代 生産者 行商者				

磐城村	坂合村	阪合村	総代 代議員	生産者	中野由太郎	馬見村	元評議員	安本昌作
	高市村	高市村	代議員 総代	"	吉原龍蔵	三輪町	最寄会長 代議員	"
	飛鳥村	飛鳥村	理 事	"	吉田久四郎	中井宗美	生産者 行商者	柴田権右衛門
	鴨公村	鴨公村	相談役	"	吉田重雄	吉田清次郎	元根彦三郎	
	畠傍町	畠傍町	代議員	"	松井清次郎	植田 章	藤原駒治郎	
			最寄会員	"	米田弥次郎	多 村	和田義徳	
			最寄会員	"	森田福賢	香久山村	松原利左衛門	
			評議員	"	細川義三	平野村	辻本嘉七	
			評議員	"	天川村	大淀町	仲川房次郎	
	今井町	今井町	總 代	"	奈良市	理 事	西村清五郎	
	八木町	八木町	總代 代議員	"	五条町	顧 問	北山藤一郎	
	天満村	天満村	理事 組合会議長	"	奈良市	"	柳生庄蔵	
	新沢村	新沢村	理事 最寄会員	"	薬剤師会役員	"		
	真管村	真管村	前評議員	"	薬業組合組長	"		
	越智岡村	越智岡村	理事 最寄会員	"		"		
	金橋村	金橋村	前評議員	"		"		
	船倉村	船倉村	前評議員	"		"		
	新庄町	新庄町	前評議員	"		"		
	吉田 檜太郎	吉田 檜太郎	前評議員 総代	"		"		
	赤井 伊太郎	赤井 伊太郎	前評議員 総代	"		"		
組合会副議長	理事 代議員	理事 代議員	前評議員	"				
" "	前評議員 最寄会	前評議員 生産者	行商者	"				
" "	生産者	生産者	行商者	"				
仲嶋弥七郎	岡井 平造	岡井 平造	平山 太次郎	"				
	吉田 檜太郎	吉田 檜太郎	吉田 檜太郎	"				

### 五 配置壳藥配給統制機関設立の方針

昭和十七年

1 目的 配置壳藥ノ配給ノ適正円滑ヲ図ル為メ厚生  
一 配給統制機関

#### 4 企業製備

大臣ノ監督ノ下ニ之ガ配給統制ヲ実施スルコト

(2) 販売価格ニ付協定価格決定等ノ措置ヲ講ズルコト

2 形態 商業組合又ハ会社トスルコト

3 名称 「 県配置売薬商業組合」又ハ「 県

配置売薬配給統制会社」トスルコト

4 出資金

5 組合員又ハ株主及出資口数ノ決定

(1) 組合員又ハ株主ノ資格、懸場帳主タルモノトス

ルコト

(2) 出資口数ノ割当 配置売薬ノ販売実績ヲ基準ト

スルコト

6 業務

(1) 配給統制機関ニ於テハ左ノ業務ヲ當ムコト

(1) 配置売薬ノ共同購入及共同販売

(2) (1)ノ配置売薬ノ需要調査ヲ図ル為メ必要ナル

業務

(2) 業務施行ノ方法

(1) 当該府県内所在ノ配置売薬生産者ヨリ売薬工

業組合ヲ経テ配置売薬ヲ一手ニ買取ルコト

7 定款ノ作成 定款中ニ厚生大臣ノ組合監督ニ関スル事項ヲ定ムル事

8 役員ノ決定

9 業務開始ノ時期組合業務ノ開始ハ昭和十七年四月一日ヨリトスル事

10 統制機関ヲ会社トスル場合ニ於テハ之ト生産業体

トノ関係

二 組合設立完了迄ノ暫定措置、統制機関設立完了ニ至ル迄可及的速ニ懸場帳主ヲ以テ任意組合ヲ組織シ統制機関ノ業務施行方法ニ準ジ配給統制ノ実施ヲ図ルコト

三 配置区域ノ設定ニ關スル件

四 配置売薬販売統制機関設置ノ指定ヲ受ケタル府県ニ

於テ生産サレル本舗売薬ノ取扱ニ關スル件

## 六 売薬生産企業体整備の計画

昭和十七年

工場ノ自己所有カ賃借カノ別賃借ノモノニ在リテハ之ニ関スル今後ノ方針

- 一 新企業体ノ数（法人個人別既存売薬営業者数ヲ附記スルコト）
  - 二 整備統合ノ態様
  - 三 新企業体ニ関スル事項
    - (一) 名称
    - (二) 企業体ノ形態
    - (三) 資本金（法人タル既存営業者資本金ノ累計ヲ附記スルコト）
    - (四) 株主又ハ社員ノ員数
    - (五) 株式又ハ出資口数ノ割当基準
    - (六) 新企業体ノ使用すべき工場数及當時当工場ニ使用者ノ概数（既存営業者ノ工場ニシテ當時十人以上ヲスルモノノ総数及使用人ノ総数ヲ附記スルコト）使用スル者ノ概数（既存営業者ノ工場ニシテ當時十人以上ヲスルモノノ総数及使用人ノ総数ヲ附記スルコト）
  - 四 処方整理ノ概要（既免許処方総数ヲ附記スルコト）
  - 五 企業体設立ニ参加セシメザル者ニ対スル補償金ノ支出額受給員数及其ノ支出方法
  - 六 転廃業者ニ対スル共助金ノ支出額、受給員数及其ノ支出方法
  - 七 既存施設ニ対スル処置方法ノ概要
  - 八 余剩労働力転換ニ関スル事項
  - 九 其ノ他
- 役員会協議案（昭和十七年四月十三日第一回）

- 七 株主又ハ社員タルベキモノ、決定  
 八 補償金又ハ共助金ニ関スル事項ノ決定  
 九 既存生産施設等ニ対スル処理方針ノ決定  
 一〇 株主又ハ出資口数ノ割当標準及割当大要ノ決定  
 一一 処方ノ整理ニ関スル事項ノ決定  
 一二 生産施設等ニ関スル事項ノ決定  
 一三 企業従事者ニ關スル具体的措置ノ決定  
 一四 新企業体ノ役員其ノ他ノ其ノ設立ニ必要ナル事項  
 ノ決定

役員会開催ニ関スル件

拝啓 春陽ノ候愈々御清祥之段奉慶賀候

陳者左記之通り壳藥營業整備ニ関スル協議会開催致候條

御出席相成度此段及通知候也

追而這般県會議事堂ニ於テ開催セラレタル委員總会ノ申合セニ基キ時間励行相成度申添候

左記

一日 時 昭和十七年四月十三日午後一時

一場所 壳藥工業組合事務所内

一 研究事項 壳藥生産企業体整備計画

(裏ニ配布セラレタル壳藥營業整備要綱実施ニ關シ留

意スベキ事項末尾別項ノ条項ニ就テ)

## 七 整備委員会の通知

昭和十七年

整發第一号

昭和十七年四月九日

昭和十七年四月十三日 第一回 常任委員会メモ

出席者

注 以下のメモとあるのは増田弥内氏によるもの

奈良県壳藥營業整備委員会

会長 岡村 一雄 囉

県側 佐藤課長 玉木技師 塩岡技師 中嶋技師 貝辻

副会長 殿

警部

委員側 岡村一雄 南才次郎 増田弥内

中島太兵衛 松原利左衛門 杉本吉蔵 藤原駒治

郎 吉田久四郎 森本覚次郎 赤井伊太郎 中村

駒治郎 辻本嘉七 川西勝美 平山太次郎 森田

福賢 斎藤信一 宮本宗雄 山田嘉久三 仲嶋弥

七郎 仲川房次郎 柴田権右衛門（欠席）

会長 企業体の数ニ付テ意見ヲ求メリ

吉田 数企業体ニ致シ度シ 工員約壹千名ヲ要シ之レガ  
募集ノ困難 家内工業ニ依ル余剩能力ノ活用 分  
工場ノ運営ハ十個程度以上ハ不可能ナリ

松原 吉田氏ノ意見ニ賛成 販売部門ニ付テ共同販売ハ  
不可能ナリ

山田 販売部門ニ付テ共販ノ取扱

増田 企業体ニ付テ一ヵ数個ニ付テ

仲川 数個ノ場合ハ地区的 業種別 任意的何レガ可カ

政府保証ヲ求ム

川西 販売部門ニ付テ特別ノ機関ヲ設置スル意志ナキヤ

会長 適当ノ時期ニ於テ委員会ニ於テ常勤委員ヲ設置致  
シ度シ

平山 数社説 出資者ハ販売者側ヨリモ入レテハ如何

午後五時二十分閉会

## 八 売薬営業整備による共助指針

昭和十七年

### 売薬営業整備に伴ふ共助施設等に関する件

売薬営業整備要綱第一生産部門の整備に伴ふ共助施設等  
に關しては別紙売薬営業者の共助施設等に關する件に依  
ることと致度候条右御了知の上之が実施に遺憾無きを期  
せられ度

### 売薬営業者の共助施設等に關する件

#### 第一 残存業者団体共助方法

一 残存業者団体は転廃業者の実債権、免許権、商標権  
を共助により引継ぎ国民更生金庫はこれに共助資金の  
貸付をなすこと

二 共助資金借受の主体は一道府県一企業体に統合する  
ときは当該企業体とし一道府県数企業体に統合すると  
きは売薬工業組合とすること

三 借入金の償還方法は借受主体の償還能力に応じてそ  
の都度決定すること

- 四 一号による共助金は最近三ヶ年（自昭和十四年至昭和十六年）の平均年実販売高に七号の純利益率を乗じて得たる平均年純利益額の四ヶ年度以内を基準としこれに五号の交付率を乗じたる額とす
- 五 共助金の交付率は左の如し
- |                              |       |
|------------------------------|-------|
| イ 完全に廃業したるもの                 | 一〇〇%  |
| ロ 新企業体の単なる株主となりたるもの          | 九〇%以内 |
| ハ 新企業体に出資し新企業体の重役又は従業員となつたもの | 三〇%以内 |
- 六 実販売高は左記により決定すること
- イ 最近三ヶ年に於ける税務署の収益決定額の平均額を二〇%を以て還元したる額によること
- ロ イに拠り難き実情ある場合は他者との均衡をも考慮の上府県令に定むる申告及び当該組合の調査に基き最近三ヶ年の平均年生産高（定価による）を査定しこれに左記係数を乗じたるものを以て実販売高と看做す
- 本舗売薬 ○・六〇  
配置売薬 ○・四五
- 七 純利益率は左の通りに定む
- |           |
|-----------|
| 本舗売薬 ○・一〇 |
| 配置売薬 ○・〇八 |
- 第二 営業用資産の処理
- 一 土地、建物はなるべく廃業者自身又は新企業体若は残存企業体に於て之を処分し、処分し得ざるものにては国民更生金庫に於て引受くるものとす
- 二 機械、器具、包装材料は国民更生金庫引受資産等の評価方法基準により評価したる価額によること
- 三 原料薬品は原則として新企業体若は残存企業体に於て引取ること、引取価額は仕入価格によること
- 四 手持商品（売薬）は原則として日本売薬配給統制会社、道府県医薬品卸売機関新企業体又は残存企業体に於て引取ること
- 引取価格は従来の実販売価格とすること

存続企業等であります。

## 九 共助資金借り入れの案内

昭和十七年

### 二 共助の方法

#### ○趣旨

時局の要請により転廃業する中小商工業者に対しては、まづ同業者の組織する団体等が相互共助の精神にもとづき、転廃業者のために資産の引取、金銭の給付等を行ひ、これを援助することが必要であります。よつて当金庫は、組合等の同業者団体に対し、その共助施設に要する資金（共助資金）の貸付を行ふことになりました。

尚共助資金を借り入れた組合等に対しては国庫より利子の補給をなすのであります。

#### ○共助施設

##### 一 共助の主体

転廃業者のために共助をなすもの即ち共助の主体となるのは各種組合（聯合会、小組合等を含む）、統制会等の同業者団体又は企業の合同若は合併による合同企業、

##### イ 営業用資産の引取

転廃業者の旧業務用の機械、設備其の他の資産の全部又は一部をなるべく転廃業者に有利な価格で共助の主体が引取ること。当金庫は共助の主体が、転廃業者資産評価地方委員会の答申にもとづき地方長官の決定した価格即ち一応営業を継続するものとしての、転廃業者にとつて特に有利な評価額をもつて引取る場合に限り共助資金の貸付を行ひます。

##### ロ 金銭の給付

転廃業者に対し共助の主体から一時払又は数ヶ年以内の分割払で金銭の給付をすること。給付額は原則として転廃業直前三ヶ年間の平均年純益額の三ヶ年及至十ヶ年分程度を基準とします。

##### ハ 其の他

行政官庁の承認を受け、当該業種業態に応じ実情に即した方法によることが出来ます。

### ○共助資金

共助施設に要する資金は共助主体の収入する配給手数料又は共助主体の既存積立金を取崩してまづこれに充て、尚不足する場合は借入金によります。

資金の借入はいづれの金融機関によるも差支へありませんが、当金庫を利用する場合に限り国庫より利子の補給を受けることが出来ます。当金庫は左記に依り共助資金を貸出します。

#### 一 借入の資格

行政官庁の指導斡旋の下に前記共助施設を行ふ組合、会社等の同業者団体又は企業合同体。

#### 二 借入の手続

共助資金借入申込書二通を作成し、一通を管轄地方長官へ、他の一通を当金庫最寄事務所へ提出して下さい。

#### 三 貸付決定

申込書の提出があると地方庁と金庫の間で協議を遂げた上地方長官に於て本資金の融通を必要と認めたものに対し当金庫は貸付を実行致します。

### 四 条件

イ 貸付金の限度 共助主体が転廃業者のためにする資産引取額又は金銭給付額を限度と致します。

ロ 利 率 年四分以内。調査料、手数料等一切不要。

ハ 担 保 担保を差入れ又は保証人を立てていただくこともあります。

ニ 債 還 今後収入すべき配給手数料又は利益の一部を償還準備金として積立てゝいただきます。

償還の方法は五年以内の定期償還又は据置期間を含み十年以内の割賦償還。

### ○利子補給

当金庫よりの共助資金借入に対しては、支払期限の到達した利子の全額を国庫より共助主体に補給され事実

上無利子と同様であります。

利子の補給を受けるには借入申込と同時に「共助資金  
借入利子補給申請書」を地方庁を経由し商工大臣宛提出  
することになります。

◎御不審の点は地方庁又は当金庫最寄事務所へ御問

合下さい。

◎必要書類は地方庁関係課に備へてありますからこ  
れを御利用下さい。（国民更生金庫）

## 10 奈良県壳薬營業整備委員会の通知

昭和十七年

整発第二号

昭和十七年四月十七日

奈良県壳薬營業整備委員会

会長 岡村一雄

奈良県壳薬營業整備委員会

第二回委員全体会議メモ

副会長  
常務委員殿

日時 場所 昭和十七年四月二十日於工組  
開会 十時二十五分

委員 員

委員会開催ニ付キ通知ノ件

拝啓

陳者左記ノ通り壳薬營業整備ニ関スル委員会開催致度候  
條御出席相成度此段及通知候也

追テ這般県會議事堂ニ於テ開催セラレタル委員総会ノ申  
合セニ基キ必ス時間励行相成度尚開催場所ニ付テハ可成  
葉学商業学校ニ致スベキノ処委員數ノ都合ニヨリ今回本  
組合事務所ニ致シタル次第ニ付キ御了承願立候

左記

一日 時 昭和十七年四月二十日午前十時

一 場 所 御所町大和壳薬工業組合事務所

一 案 件 壳薬生産企業体整備ニ関スル件

以上

#### 4 企業製備

出席者 県側 玉木 塩岡技師 貝辻警部	零時半 休憩 昼食 午後一時半再会
委員側 出席四十一名 欠席十二名	山田 販売部門ニ於テ共販ノ字句修正セラレ度シ 得意ノ買収 ハ資本ノ増嵩ニ依リ不可能ナリ
会長 挨拶ヲ兼ネテ計画案(別紙)ニ付テ概要ノ説明アリ	吉田 人的資源ノ関係ニテ数企業体ニ致シ度シモ此ノ点ニ付テ 支障無クバ 一企業体ニテモ良シ
玉木技師 常務委員柴田氏辞任ニ対シ後任ヲ元根彦三郎氏ニ指 名ス	玉木技師 本舗壳薬ノ一企業ヲ残シ度シノ森田氏ノ意見ナルモ 乙ニテハ見込無甲ナレバソノ様ナ方法ヲ採ラレ度シ
米田長七 厚生、企画院ノ意見ノ相違アリト聞ク 商工、大蔵 ノ関係	齊藤 一企業体ニテモ数企業デモ可 本舗壳薬ヲ認メラルレバ 良シ 補償金ハ一般ニ支出セラレ度シ
会長 答弁 厚生、企画院ノ関係ハ両方ニアリ 大蔵及商工省 ニ無論関係ヲ有ス	中嶋 一企業体トシテ進マレ度シ
松原 統合ニ依ル人的資源ノ活用ニ付テ	森田 賛成意見アリテ転廢業者ニ対スル補償金ハ一ヶ年ノ利益 ノ十ヶ年分程度ノ支給ヲ必要トス
辻本 厚生要綱ニ依ルハ徒ラニ犠牲ヲ多クシテ生産能率底下ノ 慮アリ実態ニ即スペキダ	赤井 賛成
森田 本舗壳薬ヲ配置壳薬ト統合シテ配置壳薬トスルハ不可 本舗、配置ノ二企業ト致シ度シ	中村 一企業体トシ販売ハ商組ニセラレ度シ
会長 三企業(配置 本舗 輸出)モ可 一企業ノ場合ハ三部制 トス	米田 本日決定セズ日時ヲ与ヘ熱慮ノ余地ヲ与ヘラレ度シ
細川 一企業体ニセラレ度シ	会長 出来得レバ斯ク致シ度シ
松原 整備ニ反対デナイガ実情ニ即サレタイ	塩岡 基本数ヲ至急取纏メテ規律的ニ進マレ度シ 専任事務ヲ 入レヨ
会長 将來ノ為メ一企業体トシ進ムノガ良策ト思フ	会長 専任事務員ハ選衡中ナリ
森田 一企業体ノ場合ニ於テ本舗壳薬ガ部門内ニ於テ認メラレ ルヤ	松原 資本金六百万円ハ増大ナリ
北山 企業体数決定ガ先ヅ肝要ナリ 本舗壳薬ノ企業体ヲ置カ	

レ度シ 配置ト本舗ノ対比ヲ述ブ

昭和十七年五月二日

会長 北山氏ノ意見ニ対シ多少反駁ス

玉木 本舗壳薬ノ本質ニ就テ

吉田 本日ハ此ノ程度ニ於テ止メ次回ハ企業数ヲ決定シ 其他

ニ対シテモ十分次回迄研究シテ意見ヲ持寄ルベシ

中村 配置ノ特徴ニ付テ北山氏ニ対スル反駁論

塩岡 企画院ト厚生省ノ要綱ニ対スル点 要綱ニ対シテ変更セ

ラルベキ法ナシ 企画院ノ方針デ無クテ一員ノ意見ガ巷間伝  
ヘラルモ院ノ方針デ無イ

川西 販売ニ付テ 任意組合ノ形態如何

会長 商組織成員資格 昭和十年七月請壳資格限定 内規ニ依

リ請壳資格ヲ与ヘントス 最後ノ者ニ対シテハ目下ノ処其ノ  
取扱ニ対シテ審議中ナルモ認メ難キ模様ナリ

米田 事前ニ議案ヲ示サレ度シ

山田 販売部面ノミノ開会セラルル意志アリヤ

岡村 次回迄ニ案ヲ樹立シテ協議願度シ来月早々再会スベキ事

ト致シ度シ

壳薬營業整備會議メモ

## 二 壳薬營業整備委員会の通知

昭和十七年

昭和十七年五月六日 於薬学校 午前十一時

会長 挨拶 前川勝見氏専任主事ニ選任ヲ発表シ一同拍手賛成  
松原 企業体ニ付テノ意見発表 企業体ノ數ハ數社ヲ態スルモ

奈良県壳薬營業整備委員殿

会長 岡村 一雄

拝啓 新緑ノ候愈々御清穆ノ段奉欣賀候

陳者左記ノ通り総会開催致度候間前会ノ経過ニ鑑ミ篤ト  
御考究ノ上御出席相成度此段及通知候也

追而御迷惑ナガラ中食ノ準備致シ兼ネ候ニ付弁当御持

参相成度候

左記

一日 時 昭和十七年五月六日午前十時

一場 所 薬学商業学校内 (高市郡畠傍町見瀬)

一 附議案ノ件 壳薬營業整備ノ件

#### 4 企業整備

先づ一社ノ場合ハ支社及工場数ヲ多數認メラレタシ 補償制

度ノ確立ヲ期シ地方実情ト業態ノ実態ニ即スル様セラレ度シ

共同販売ニ対シテ之又実態ニ即応セラレ度シ

玉木 共同販売ノ件ニ付テハ何れ最近、幹部並ニ県係官上京シ

厚生省当局ノ意向ヲ十分聽取シテ其ノ上決定致シ度シ

松原 共同販売ニ当リテ倒産者ヲ出サナイ様考慮ヲ払ハレ度シ

午后〇時十分休憩 再会午后一時十分

中井 四月二十八日付週報ノ内容ニ付テ説明中小商工業ノ再編

成ニ付テ各業ノ特異性ヲ活用シテ地方実情ニ即セラルベキ様

玉木 答弁 企画院ノ方針ノ下ニ各省ニ於テ適当ニ立案セラル

ベキモノナリ 家族工業ノ特徴ニ付テハ十分活用スベキ様致

シタシ

岡村会長 先づ一県一社ニ決定シテ置イテ中央其ノ他ノ情勢ニ

依ツテ数企業体ニシテハ如何

松原 基礎的ナ計画案ヲ樹立シテハ如何

柳生 十数社トシテ必要ニ応ジ一社ニスベキ事ニセラレ度シ

米田 売薬事業組合ヲ組織シテ各所ニ営業所ヲ設置シ営業所ハ

各個ノ経済ニ於テ為シテ組合ノ経費ハ各所収益ノ割合ニ依リ

テ支出ス

松原 裁決スペキカ 仮決議スペキカ

塩岡技師 大和売薬全体的ニ考ヘレバ一企業体ニスベキガ得策

ナリト称ス

中村 常任委員会ニ一任セラレ度シ

細川 本日ノ全体会議ニ於テ決スベキダ 企業体ハ一トシ分工

場ヲ多數認メラレ度シ

岡村会長 仮リニ一企業体トシテ次ノ問題ヲ研究ヲ進メテハ如何

吉田久 本日決定セズ一度上京シテ然ル上決定シテ如何

岡村会長 企業体ノ数ハ留保シテ次ノ提案ノ補償金ニ付テ内容

説明

川田 補償金ノ支出方法 大阪ノ方針ヲ述ブ 最底ノ年産額者

ニハ数%、大生産者ニハ三十%トシテ全業者ニ先づ均等ニ支

出ス

松原 一個人が二分ノ一ヲ参加シ二分ノ一ヲ応ズル場合ノ取扱

方ニ付テ

午后三時三十分休憩 三時四十五分再会

岡村会長 上京委員ノ選衡ニ付テ意見ヲ問フ 各委員ヨリ区々

ノ意見出ズ 結果上京委員及同業団体視察員ニ付テ總テ委員

長ニ一任

上 京 正副議長

富山行 松原利左衛門 吉田久四郎 山田嘉久三 辻本

嘉七

滋賀行 川田滋美 中村亥多郎 赤井伊太郎

### 三 奈良県壳薬營業整備委員会の通知

昭和十七年

- 一 報告ノ件  
各地調査報告
- 二 議案

昭和十七年五月十四日

奈良県壳薬營業整備委員会

会長 岡村 一雄

一任セントス

調査委員殿

拝啓 新緑ノ候愈々御清穆ノ段奉欣賀候

陳者別紙ノ通り總会開催致候条予而調査相煩候件ニ関ス

ル報告事項ニ付打合セ申上度候条万障御総合セ御出席相

成度此段及通知候也

左記

一日 時 昭和十七年五月十八日午前九時

一場 所 藥学商業学校内（高市郡畠傍町見瀬）

一 附議案ノ件 報告並壳薬營業整備ノ件

昭和十七年五月十八日 於薬学商業学校

提出者 整備委員会々長 岡村 一雄

(5) 共助金並ニ補償金ニ関スル件

（決議）

- (1) 新企業体ノ數ニ関スル件  
一社トス 支社及其下ニ配スル工場ノ數ハ役員会ニ  
解散合併
- (2) 整備統合・態様ニ関スル件  
（決議）
- (3) 新企業体ノ資本金ニ関スル件  
六百万円トス
- (4) 処方整理ニ関スル件  
三百種以内ニ圧縮スルコトトシ之ガ研究ヲ壳薬部会  
ニ委嘱セントス
- (5) 共助金並ニ補償金ニ関スル件

更生金庫ヨリ二千百万円ヲ借入シ之ヲ新企業体ノ利

一日 時 昭和十七年五月十八日午後一時

益金ヨリ十ヶ年ノ年賦償還トナサントス

一 場 所 薬学商業学校内（高市郡畠傍町見瀬）

（決議）

(6) 其他ノ件

這般ノ委員会ニ於テ手交シタル計画案ニ示サレタル

事項ニシテ本日ノ委員会ニ提案セザル事項

一 附議案ノ件 報告並壳薬營業整備ノ件

会議メモ

昭和十七年五月十八日 於薬学校 午后一時三十五分開会

第四回委員会

報告 富山視察員ノ報告ヲ山田氏ヨリソノ概要報告アリ 次テ

滋賀県視察員トシテ川田滋美氏ヨリ報告アリ

一 整備委員十五名（本舗側七 配置側八）

一 生産額ニ於テハ本舗 配置相半ス

一 企業体ハ本舗 配置ノ二個トス

二 企業体ノ認メラレザル場合ハ一企業トスベク議ヲ進メラ

レツツアリ

一 資本金ハ生産額ノ二十%及ビ二十五%程度トス

一 処方二千五百方ヲ百方程度ニ圧縮ス

一 配置区域ハ滋賀県外数県トシテ販売区域ノ指定アルベキ

販売部門 現商業組合ニ整備委員会アリテ十三名ノ委員 得意

相成度此段及通知候也

会長ヨリ上京報告ス

会長 岡村 一雄

奈良県壳薬營業整備委員会殿

拝啓 新緑ノ候愈々御清穆ノ段奉欣賀候

陳者左記ノ通り総会開催致シ度候間万障御繩合セ御出席

相成度此段及通知候也

左記

米田 各所ニテ不都合が出来テ居ル様ダガ如何

シ

会長 ソノ事実ニ付テハ知悉セズ或ル方面ニテハソノ様ナ向モ

時ニ午後四時四十分

アルヤウダ

米田 現在ノ整備委員ハ県ガ任命シタ人故全組合ノ信頼ガナイ

如何

玉木 現在ノ委員ハ業者全体ヨリ適任者ヲ選定シタルニ付改更

ノ要ナシ

松原 整備要綱発表以前ニ於テ業者ノ意見ヲ十分聴取セラレテ  
発表セラレタレバ容ニ進展スペキモノト思料ス 企業体ヲ十  
社程度ニセラレ度シ

塩岡 上京報告ト県ノ指導方針

玉木 指導方針ニ就テ要綱ニ因リテ計画案ヲ進メ度シ 若シ之  
ニ反スルモノ有ルハ其ノ理由ヲ明ラカニセラレテ意見ヲ述べ  
ラレ度シ 他府県ノ事情ニ徒ラニトラハレナイ様ニセラレ度  
シ

会長 提出議案ニ付テ審議方ヲ述ブ

吉田 議案審議ニ先ダチ本案ニ対シテハ委員ノミニハカリテ十  
分審議ヲ遂ゲ其ノ上県係官ノ列席ヲ乞イ度シ

松原 吉田氏意見ニ賛意ヲ表ス

会長 本日ノ審議ハ之ヲ以テ散会シ次回ニ譲ル事トシ委員ノミ  
ニ拠リテ十分ノ審議致シ度シ 提出案ヲ次回迄熟考セラレ度

## 四 全国壳薬団体会議

昭和十七年

富山県ノ現状

一 企業体ハ現在ノ十四社ヲ存続スル予定  
一 共助金 補償金問題ニ付テハ未研究

全壳委員団會議々案

- 一 第二回大会後ニ於ケル経過報告
- 二 各地方ノ整備実状報告ノ件
- 三 壳薬營業整備ノ具体化懇談ニ関スル件

出席者芳名表（五月二十五日）於全薬本部 十時

東京薬業同業組合

組長 石井 絹治郎

副組長 津村 岩吉

大木 卓

4 企業整備

久保伴作

中富二六

野中万太郎

鶴丸茂

神戸薬種壳藥同業組合

室求実

間狩清

埼玉薬種壳藥同業組合

関貞三

全壳特別委員團會議メモ

昭和十七年五月二十五日 開会十時三十分

石井会長挨拶

馬淵書記長ヨリ大会後ニ於ケル経過報告

会長 各団体ヨリ整備ニ対スル経過報告

東京会長 工組ニ於テ三十数回ノ委員会ヲ開催シ大体ニ於テ意

見ヲ取經メ警視庁ノ同意を得 要旨ハ或程度ノ線ヲ引イテ個人經營ヲ認メルコト 厚生省ノ要項ト相当ノ隔ナリ

大阪竹村 一月九日以来工組整備委員会ノ会合數四十四ニ及ブ

二月八日技術官会議同月十八日衛生課長会議ヲ催シ要項ノ指

示セラル 本要項ハ業者ノ意見ヲ記入シテノ案ナリトノコト

大阪ニ於テ年産一万円適用工場ハ十二アリ適用工場中四割ハ

独壳者ニシテ六割ハ兼業工場ナリ 何レモ兼用工場七割独立

工場三割 全工場ノ大割ハ自家四割ハ貸借り 営業権ニ付テ

全部ノ転廈業トナル 総テ共助金ノ要アリ 大阪所長ノ談全

部転廈業ト見做スペキダ、共助金ノ借入ヲ新統合体トシテ將

來弁済シ得ベキヤ 登録商標ニ付テ、相當ノ資産三千数百万

円ノ宣伝費ヲ投ジ居ル 之ヲ新統合体ニ提供シ得ベキモノデ

ナイ、整備要項ニ依リテノ実体ハ至難ナリ 寧口統制会社ニ

於テ統制スペキガ妥当ダ 五月二十二日工組代表五名業務課

に呼出サレテ要項ニ依リテ実施スペシトノ指示アリ 確固タル方針決定セザルモ本省指示案ニ従ヒ難シ 最近更ニ本省ト

交渉スペキコト

京都井上 企業体數ニ付テハ一企業体ハ至難デ労務、共助金等

ニ付テモ意見ノ一致ヲ見ズ低迷 具体案未成

三重田山 四月二十日委員会成立ス 政府ノ示サレタル要項ニ  
拠リテハ如何ニシテモ成案ヲ得ズ

埼玉関 三月二十一日第一回整備委員会ヲ開催ス 要項ト埼玉

県ノ実情ニ副ハザルモノアリ 家庭工場ノ破壊ニシテ不当ナ

リ 薬事奉公会ノ委員会案ニ賛成 二十三日ノ答申案決定ス

ベキ委員会ニ於テモ成案ヲ得ズシテ流会ニ終ル

#### 4 企業整備

兵庫室 工組ニ於テ整備ヲ行フ事トナレリ 三月十二日委員会

設置シ後四回開催シ四部ヲ置キソレゾレ研究中ニシテ成案ヲ

得ズ

#### 五 整備委員会会議 (メモ)

昭和十七年

佐賀 二月十八日委員二十名任命アリテ審議中 県当局ハ要綱

ニ基ギテ急ガレツツアリ 本舗ト配置ノ二企業体トシテ進ム

コトニナツテイル 然シ本省ノ意見ヲ確メラレテ決定致シ度

シ

大和岡村 委員会ノ経過報告

富山宮崎 現在十四社ヲソノマトスルカ又ハ一企業体トスル

カ未決定 県ハ何レモ指示セズ

午后〇時半 休憩 中食 再会一時四十五分

大和松原 意見発表  
会長 一、転廃業者ニ対シテ共助金ヲ相当額ヲ認メラレバ良イ  
カ

一、個人企業ヲ認メラルベキカ

大阪竹村 全方數五万一千八百八十方剤 一方剤一万円以上ノ

モノ九百九十六方剤内三万方(薬局業者)一万三千方(休止)

共助金ノ課税 法人ノ場合ハ最高八十五%迄徴収セラル 個

人ノ場合ハ課税セラレズ

三重 県内ノ配置ヲ認メラレルコトトナリ

昭和十七年六月十二日 於工組事務所

#### 整備委員会

岡村会長 五月二十五日全売會議ト六月五日、日配聯ノ経過並

ニ衛生課長及玉木技師上京ノ経過概要ニ付テ報告ス

松原 厚生省整備要綱ハ実態ニ即応シナイ、個人企業ヲ認メテ  
統制スベキダ 去ル二十五日全売ニ於ケル方針即チ東京案ニ  
依リテ進ミタシト力説ス

米田 個人企業ヲ認メテ大和売薬事業組合ヲ設置シ中間ニ地域  
的中間機関ヲ設クルコトニ致シ度シ

吉田久 松原氏案ニ賛成シ個人企業ヲ認メテ國家ノ要請スル目  
的ニ副ヒ度シ

増田 全売ノ模様、県当局トノ折衝ノ実情ニ付テ報告

松井 橋本欣五郎氏ノ講演概要ヲ述べ個人企業ヲ認メラレテ統  
制ヲ採ルコト

柳生 個人企業ヲ認メラ度シ

中村 原料資材ノ需給関係如何ニ、現在ノ状態ナレバ個人企業  
ノ経営至難ト思料スコノ点十分考慮ヲ払ハレ度シ

松原 共助金ノ借入ニ付テハ実行至難ナリ、果タシテ第一案第  
二案等ノ実施シ得ベキヤ

会長 答弁

午後〇時三十分休憩中食、一時三十分再会

第一号議案 川西専務委員ニ対スル報酬支出ニ関スル件

第二号議案 本会費用弁償支出ニ関スル件

右何レモ原案通り満場一致可決ス

北山 第四案ニ拠リ議ヲ進メラレ度シ

吉田久 四号案ニヨリテ行フ事ガ最モ当ヲ得ルモノナリ殆ンド

会員四号案ニ賛意表ス 各委員ニ於テ四号案ニ対シ十分研究

スペキ事トシ 二時四十分休憩

県係官臨席 課長 玉木 塩岡 貝辻 三時再会

衛生課長 上京ニ付テノ報告（概要）セラル

玉木技師 上京経過報告 一、企業体ハ数個ヲ認メテ良イ

二、地域別又ハ業種別ニ拠ル事トシ五百万円程度トスルコト

三、計画樹立セシ所ヨリ認メテ行カウ（指定） 四、原料ハ

指定シタル府県ヨリ配給ヲ行ウ 五、最近業者代表と県係官

が中旬ニ大綱方針ヲ樹立シテ出頭セラレ度シ 右報告セラレ

テ質疑応答アリ 午后五時閉会

次回迄に各自ニ於テ十分研究スペキコトシテ散会ス

## 六 大和壳薬整備計画

昭和十七年

昭和十七年六月十三日提出

大和壳薬整備計画案

大和壳薬工業組合

整備委員会

### 第一案

一 新企業体ハ数個トシ地域的統合ヲ行フコト

二 新企業体毎ニ或数ノ分工場ヲ置キ支社ヲ設ケ統轄

スルコト

三 原則トシテ個人企業ハ認メズ

四 全部転廃業タルコト

五 共助金ハ増嵩スルモ全部ニ支給サル、コト

### 第二案

一 新企業体ノ数ヲ三社トシ配置壳薬、本舗壳薬、輸